

特許印紙代減免について

1) 日本出願

- ～平成16年3月31日まで 出願
本学 = 「国の機関」 → 特許印紙代が全額免除
- 平成16年4月1日～平成19年3月31日 出願
本学 = 「国とみなす」 → 特許印紙代が全額免除（産業技術強化法附則第3条）
- 平成19年4月1日～ 出願
～平成24年3月31日 特許料納付・同日以前に特許料の納付期限到来
出願審査請求料、特許料（第1年分～第3年分）
→ 所定の手続き（軽減申請書等提出）をすることにより、**特許印紙代が1/2軽減**
（産業技術強化法第17条）
※平成24年3月31日以前の特許料等の減免制度が適用
- 平成19年4月1日～ 出願、平成24年4月1日～ 審査請求・特許料納付
出願審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）
→ 所定の手続き（軽減申請書等提出）をすることにより、**特許印紙代が1/2軽減**
（産業技術強化法第17条）

2) PCT経由日本出願

- ～平成19年3月31日までの 国際出願
特許印紙代 → 「1) 日本出願」と同じ取扱い
- 平成19年4月1日～ 国際出願
特許料 → 「1) 日本出願」と同じ取扱い
出願審査請求料 → 「国際調査報告の作成による減免」 + 「産業技術強化法による軽減」の両方を適用

3) 外国出願

- Small Entity → 適用可能であれば適用する 例) アメリカ

参考URL

<特許料等の減免制度>

 <http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm> (平成24年4月)

<大学等の研究者及び大学等を対象とした審査請求料、特許料の軽減措置について>

 http://kenri.jst.go.jp/pat/p_s_03etc.html#ra6e656b (平成24年4月)